

概要版

東吾妻町

子ども・子育て支援事業計画（第3期）

【計画期間：令和7年度～令和11年度】

すべての子どもたちが健やかに成長でき、
元気な声と笑顔があふれるまち



令和7年3月
東吾妻町

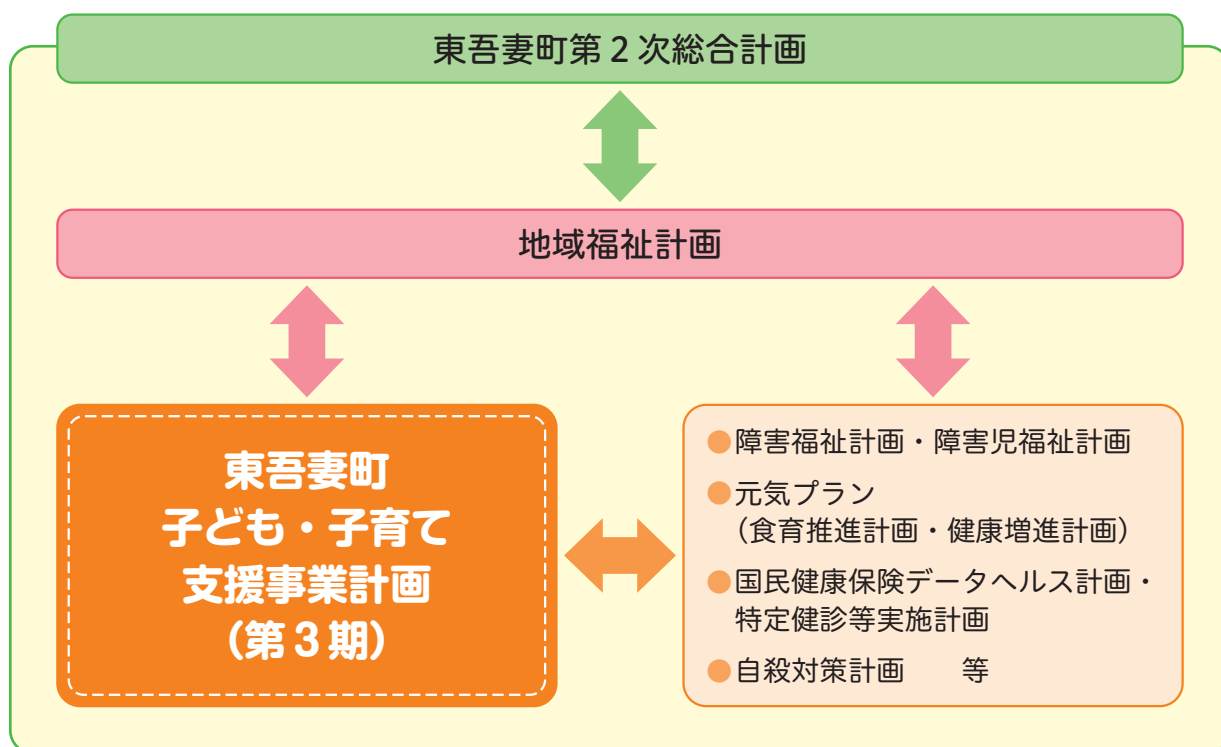
計画策定の趣旨と位置づけ

この計画は、東吾妻町で暮らす子どもの育ちや子育てへの支援を総合的、計画的に推進するための計画です。

- 令和2年に策定した第2期計画の期間満了に伴い、子ども・子育て支援に向けた総合的な取り組みをさらに推進するため、「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」を新しく策定しました。
- これまでの取り組みや施策に加えて、令和6年度に児童福祉法や子ども・子育て支援法が改正され、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が求められています。
- この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、改正次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を包含しています。
- 町の最上位計画である「第2次東吾妻町総合計画」とともに、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」や子ども・子育てに関する関連計画との整合、連携を図ります。
- この計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



▶▶ 本計画と他計画との関連イメージ



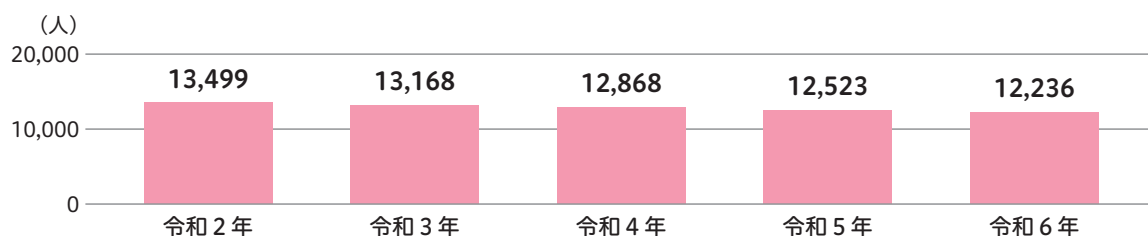
人口動向からみた東吾妻町の現状

① 総人口と18歳未満人口の推移

本町の総人口の推移をみると減少しており、令和6年では12,236人となっています。また、18歳未満の総人口の推移をみても減少傾向が続き、令和6年では1,155人となっています。

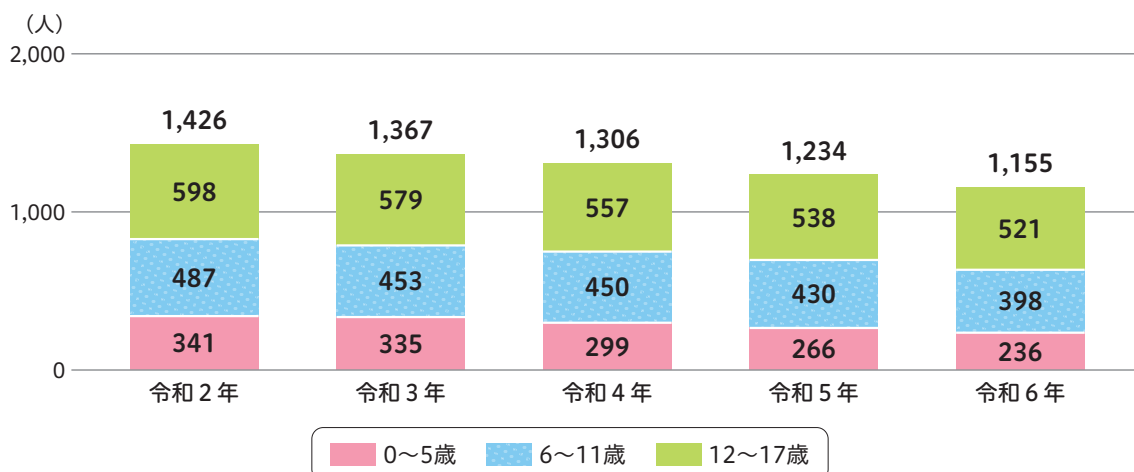
総人口の推移

資料：住民基本台帳（各年3月末）



18未満人口の推移

資料：住民基本台帳（各年3月末）

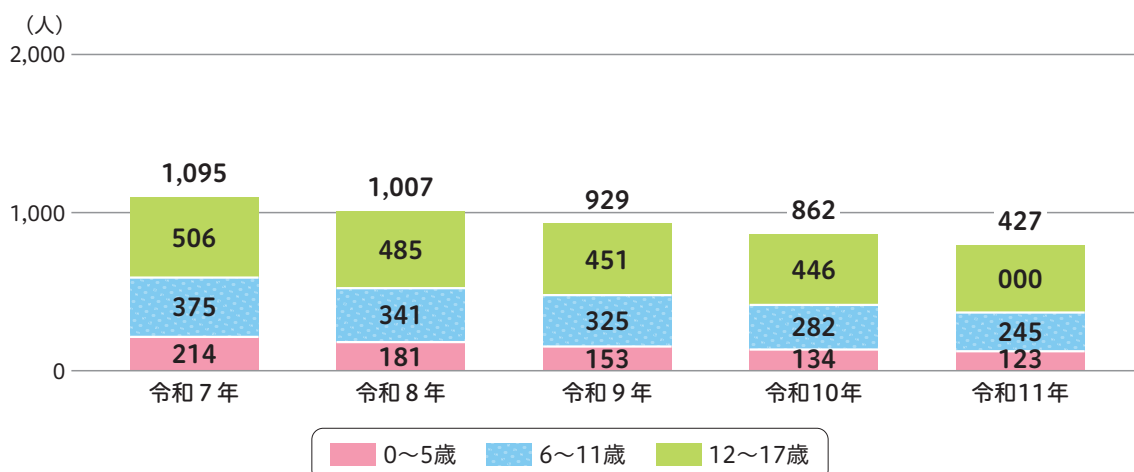


② 第3期計画期間中の18歳未満の推計人口

第3期計画期間中の18歳未満の総推計人口をみると減少傾向が続き、令和11年には795人となることが推測されています。

18未満人口の推計

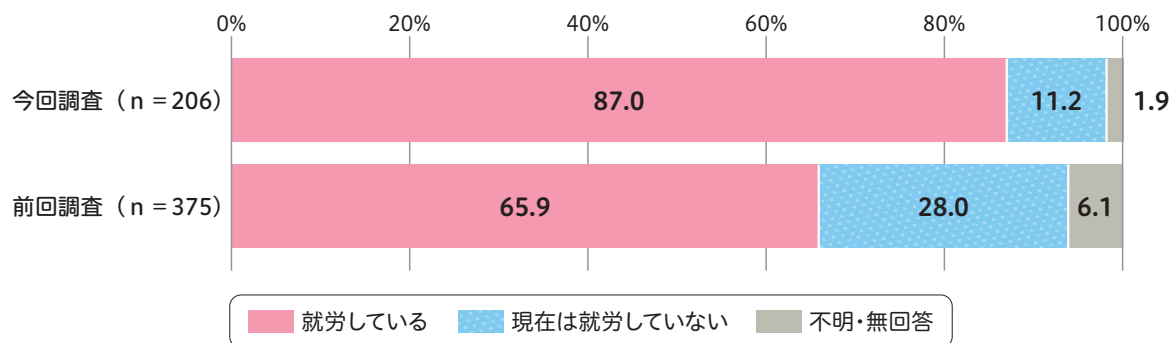
資料：住民基本台帳（各年3月末）を基に推計



ニーズ調査結果からみた東吾妻町の現状

① 就学前児童・母親の就労状況について

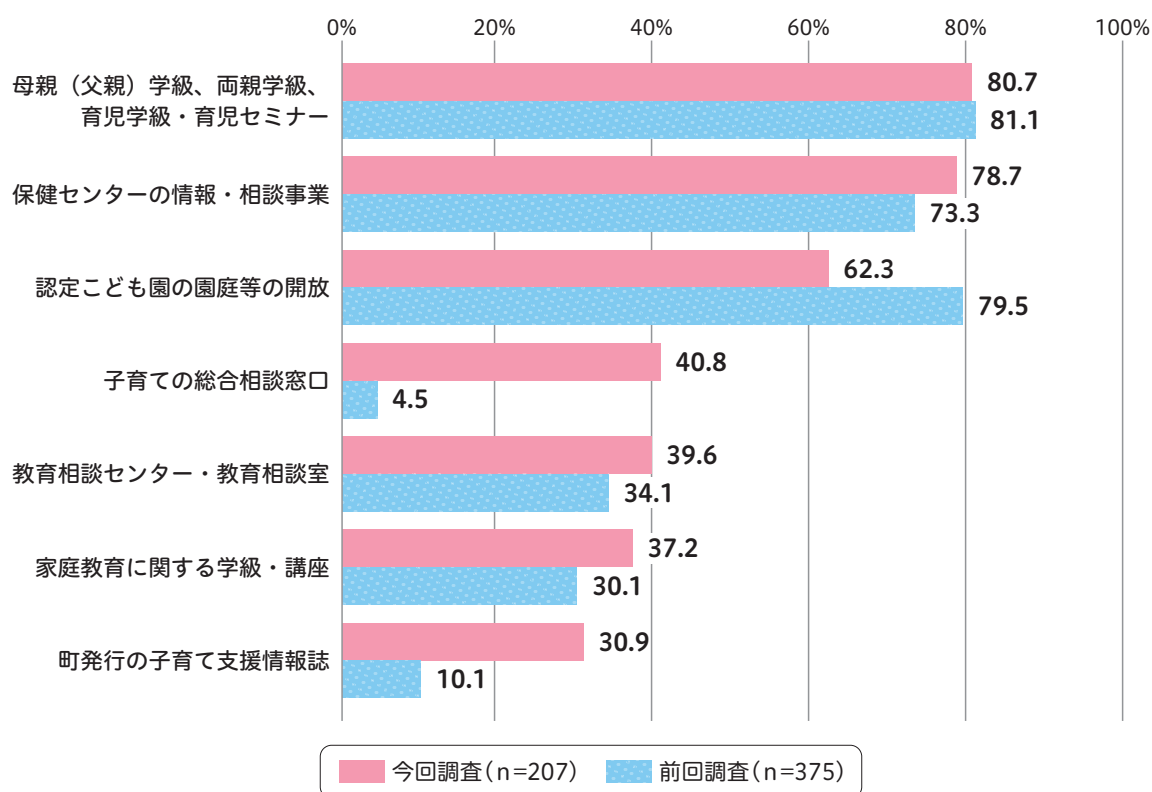
就学前児童・母親の就労状況をみると、産休・育休等を含む「就労している」割合が9割弱を占めており、前回調査と比べると21.1ポイント多くなっており、就労している母親が増えている状況がうかがえます。



※「就労している」は、「フルタイムで就労中」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休暇取得中である」「フルタイム以外で就労中」「フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休暇取得中である」の選択肢の合計値です。

② 地域の子育て支援事業の認知状況について

子育て支援関連事業の認知状況をみると、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級・育児セミナー」が約8割と最も多くなっています。また前回調査と比べると、「子育ての総合相談窓口」と「町発行の子育て支援情報誌」がともに20ポイント以上多く、反対に「認定こども園の園庭等の開放」が17.2ポイント少なくなっています。



計画の基本理念

基本理念

東吾妻町の総合計画が示すまちづくりの方向性を基に、第2期計画の取り組みをさらに充実、発展させるため、子育て家庭を誰一人社会から孤立させることなく町全体で支えていくことで、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長でき、元気な声と笑顔があふれるまちづくりを目指します。

**すべての子どもたちが 健やかに成長でき、
元気な声と笑顔があふれるまち**



本計画で取り組むこと（施策の展開）

基本目標1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

子育て家庭が安心して子育てができるよう、本町の教育・保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供とともに、安心で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

また、子育て家庭が求める多様なニーズに対応した地域の子ども・子育て支援サービスの提供をはじめ、子育て家庭の経済的負担の軽減や子どもの健全育成に向けた取り組みを進めます。

さらに、特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みに向け、関係機関との連携による児童虐待の防止をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援や障がい児の健全な発達・就学の支援等に取り組みます。

基本施策2 乳幼児期の教育・保育の充実

(1) 乳幼児期の教育・保育の提供	● 認定こども園における教育の実施 ● 認定こども園・保育所における保育の実施 (通常保育事業、低年齢児保育事業)
(2) 保育環境・幼児教育環境の充実	● 認定こども園・保育所と小学校の連携 ● 幼児教育内容の充実 ● 保育所サービス評価事業 ● 教職員の質の向上

基本施策2 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実	●放課後児童健全育成事業の拡充（放課後児童クラブ） ●認定こども園における預かり保育事業 ●地域子育て支援センター事業 ●病児・病後児保育事業 ●一時預かり事業 ●保育料の軽減措置 ●保育所地域活動事業 ●認定こども園・保育所における子育て相談事業 ●子育てひろばの運営 ●子育て支援情報の発信 ●延長保育事業 ●休日保育事業
(2) 子育て支援ネットワークづくり	●「子育て支援ネットワーク会議」の開催 ●子育てサークル等の活動支援
(3) 子どもの健全育成	●学校・家庭・関係団体が連携した地域ぐるみのサポート体制の整備 ●地域安全活動推進事業 ●「公民館事業講座」の開催 ●「高齢者と子どもの交流イベント」の開催 ●認定こども園の園庭・園舎の開放 ●遊び場環境の整備（遊び場利用推進事業） ●青少年問題協議会の開催 ●青少年健全育成活動の推進 ●主任児童委員、民生委員・児童委員活動事業
(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減	●安心出産・宿泊支援事業補助金 ●出産祝金支給事業 ●子どもの医療費助成 ●不妊治療費助成 ●入学祝金支給事業 ●児童手当の支給 ●就学援助費の支給 ●高校生通学定期代補助 ●育英資金貸付事業 ●給食費の無償化 ●子育て支援金 ●英語検定料及び漢字検定料補助金 ●遠距離通所費・通学費補助金 ●自転車通学用ヘルメット購入補助金

基本施策3 援助が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実	●児童虐待防止事業 ●主任児童委員、民生委員・児童委員との連携 ●乳幼児健診における育児支援強化事業
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	●ひとり親家庭等医療費の支給 ●児童扶養手当の支給 ●ひとり親相談事業
(3) 障がい児対策の充実	●LD、ADHD、高機能自閉症等のある子どもに対する総合的な教育支援体制の整備推進 ●補装具交付等 ●日常生活用具給付等事業 ●障がい児保育事業 ●特別支援教育の推進 ●障がい児通所支援 ●短期入所 ●特別支援教育就学奨励事業 ●日中一時支援事業 ●認定こども園の障がい児受け入れ体制の整備・充実 ●児童相談所と保健・医療機関との連携 ●特別児童扶養手当の支給 ●医療的ケア支援事業 ●育成医療給付事業

基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子の健康づくりに向けた妊娠期からの切れ目のない支援をはじめ、子どもの発達や不慮の事故へのきめ細かな対応、食育、思春期保健対策等の取り組みを推進します。

また、学校や家庭、地域が連携を図りながら、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等、次代を担う子どもの健全な育成が図れる環境づくりを進めます。

基本施策1 母親と子どもの健康の確保と増進

(1) 子どもや母親の健康の確保	● 子育てに係る一体的な相談支援の充実 ● 母子健康手帳の交付 ● 産婦健康診査 ● 新生児聴覚検査 ● こんにちは赤ちゃん事業 ● 認定こども園の歯科保健指導 ● 小学生フッ素塗布 ● 予防接種事業 ● 未熟児等訪問指導 ● 児童相談所精密検査 ● マザー＆チャイルド ● 妊婦一般健康診査 ● 産後ケア ● ハイリスク妊産婦訪問指導 ● 歯科健診・歯科指導 ● 歯っぴい歯科健診の開催 ● 乳幼児健診事業 ● 乳幼児訪問指導 ● 乳幼児突然死症候群予防対策 ● コンサルテーション ● 特定疾患等患者見舞金支給
(2) 子育て家庭の育児力向上の推進	● マタニティクラスの開催 ● 乳幼児健康相談 ● 心理相談事業 ● ペアレントキッズ教室の開催 ● ペアレントプログラムの実施 ● 離乳食教室の開催 ● ピヨピヨクラブ活動の推進 ● 妊産婦健康相談 ● 健康相談事業 ● 発達相談事業 ● 幼児安全法教室の開催 ● ラッコクラブ活動の推進 ● 親子遊び等の紹介
(3) 「食育」の推進	● 妊娠期からの食育の推進 ● 親子食育教室の開催 ● 乳幼児栄養相談・食事指導実施 ● 認定こども園・小学校での食育講話の開催 ● 中学校郷土料理講習会の開催 ● 生活習慣病予防食事調査 ● 離乳食教室の開催 ● 地産地消事業
(4) 思春期保健対策の充実	● 思春期講演会の開催 ● いじめ防止教育・いじめ防止子ども会議の開催 ● がん教育講演会の開催 ● 学校保健委員会の活用 ● 心の講演会の開催 ● 喫煙や薬物等に関する教育
(5) 小児医療の充実	● 小児救急医療体制への働きかけ ● 子どもの医療費助成【再掲】 ● 未熟児養育医療給付事業 ● 医療機関情報の提供



基本施策2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成	●職場体験の充実（キャリア教育推進事業） ●青少年の母親・父親意識づくり教育の実施
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	●情報教育の充実 ●きめ細かな指導の充実（小学校） ●きめ細かな指導の充実（中学校） ●外国語教育の向上 ●道徳教育の充実 ●芸術鑑賞会の実施 ●環境教育・情操教育の推進 ●体育授業の充実 ●学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進 ●小学校と中学校の情報交換会 ●小中学校教職員の研修機会の充実 ●スポーツ教室の開催 ●外部人材の活用 ●多様な体験活動の機会の充実 ●福祉教育の推進 ●スポーツ少年団支援事業 ●健康教育（保健）の実施
(3) 家庭や地域の教育力の向上	●家庭教育学級 ●子ども会等地域活動の機会の充実 ●子ども読書活動推進事業 ●地域における子育てに関する活動の周知 ●自然体験活動の取り組み推進 ●相談体制の整備

基本目標3 子育てしやすい生活環境があるまちをつくる

子ども等が安心して遊べ、暮らしていけるよう、公園や住環境の整備を行うとともに、子どもをめぐる犯罪や交通事故等から子どもを守る取り組みを進めます。

また、女性の社会進出が急速に進んでいる中で、仕事と子育ての両立に向けた子育てにやさしい社会環境づくりに取り組みます。

基本施策1 子ども等の安全の確保と生活環境づくりの推進

(1) 身近な居住・生活環境の整備	●住環境の整備促進事業（地区計画） ●公園整備事業
(2) 子どもの交通安全の確保の推進	●交通安全施設等整備事業 ●交通安全教室の実施 ●チャイルドシート等購入補助事業 ●チャイルドシート普及啓発活動事業 ●通学路の安全確保 ●交通安全対策協議会の開催
(3) 犯罪等を防ぐ、安心・安全なまちづくりの推進	●防犯灯設置事業 ●防犯の広報啓発 ●「こどもあんぜん協力の家」の登録推進 ●防犯指導推進事業 ●防犯カメラ運用事業 ●防犯活動事業 ●カウンセリング事業

基本施策2 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立の推進	●男女共同参画意識啓発事業 ●父親育児体験
------------------	--

計画事業の量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定と認定区分等

提供区域の設定

提供区域の設定については各自治体の裁量に任されており、東吾妻町においては、町内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。

教育・保育の認定区分と利用施設

1号認定	3～5歳、保育の必要性なし、教育を希望	⇒	幼稚園、認定こども園（教育利用）
2号認定	3～5歳、保育の必要性認定、保育を希望	⇒	保育所、認定こども園（保育利用）
3号認定	0～2歳、保育の必要性認定、保育を希望	⇒	保育所、認定こども園（保育利用） 地域型保育事業所

2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

認定こども園（教育利用）における教育



		単位	令和7年度	令和9年度	令和11年度
1号認定（3～5歳・教育利用）	量の見込み	人	12	8	6
	確保方策	人	240	240	240
2号認定（3～5歳・教育利用）	量の見込み	人	0	0	0
	確保方策	人	0	0	0

- 認定こども園（教育利用）における教育については、認定こども園5園において、今後のニーズ量に対し現状の提供体制を維持することで、確保できる見通しとなっています。



認定こども園（保育利用）・保育所における保育

		単位	令和7年度	令和9年度	令和11年度
2号認定（3－5歳・保育利用）	量の見込み	人	118	78	62
	確保方策	人	330	330	330
3号認定（2歳・保育利用）	量の見込み	人	22	19	15
	確保方策	人	48	48	48
3号認定（1歳・保育利用）	量の見込み	人	26	18	15
	確保方策	人	32	32	32
3号認定（0歳・保育利用）	量の見込み	人	9	7	6
	確保方策	人	15	15	15

- 認定こども園（保育利用）・保育所における保育については、認定こども園5園と保育所2所において、今後のニーズ量に対し現状の提供体制を維持することで、確保できる見通しとなっています。



③ 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和9年度	令和11年度
① 延長保育事業 （時間外保育事業）	量の見込み	人	0	0	0
	確保方策	人	0	0	0
② 放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	量の見込み	人	135	115	87
	確保方策	人	150	150	150
③ 子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	量の見込み	人	0	0	0
	確保方策	人	0	0	0
④ 地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人日/月	317	227	182
	確保方策	人日/月	317	227	182
⑤ 認定こども園（教育利用）での 一時預かり事業（預かり保育）	量の見込み	人日/年	141	93	74
	確保方策	人日/年	141	93	74
⑥ 認定こども園（教育利用）以外の 一時預かり事業	量の見込み	人日/年	94	67	54
	確保方策	人日/年	94	67	54
⑦ 病児・病後児保育事業	量の見込み	人日/年	0	0	0
	確保方策	人日/年	0	0	0

		単位	令和7年度	令和9年度	令和11年度
⑧ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター／就学児)	量の見込み	人日/年	0	0	0
	確保方策	人日/年	0	0	0
⑨ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	量の見込み	人時間/月	—	100	80
	確保方策	人時間/月	—	100	80
⑩ 妊婦健康診査事業	量の見込み	人日/年	350	280	238
	確保方策	人日/年	350	280	238
⑪ 乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	人	25	20	17
	確保方策	人	25	20	17
⑫ 産後ケア事業【新規】	量の見込み	人日/年	20	15	15
	確保方策	人日/年	20	15	15
⑬ 利用者支援事業	基本型	量の見込み	か所	1	1
		確保方策	か所	1	1
	こども家庭 センター型	量の見込み	(1)	1	1
		確保方策	(1)	1	1
⑭ 妊婦等包括相談支援事業 新規	量の見込み	人日/年	75	60	51
	確保方策	人日/年	75	60	51
⑮ 養育支援訪問事業	量の見込み	人	5	8	8
	確保方策	人	5	8	8
⑯ 子育て世帯訪問支援事業 新規	量の見込み	人日/年	—	144	144
	確保方策	人日/年	—	144	144
⑰ 児童育成支援拠点事業 新規	量の見込み	人	—	1	1
	確保方策	人	—	1	1
⑱ 親子関係形成支援事業 新規	量の見込み	人	—	5	5
	確保方策	人	—	5	5

- 本町で実施している事業については、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。
- 病児・病後児保育事業については、町内での対応が難しく第3期での提供はできませんが、優先的な課題である医療機関・提供体制の充実に向けて、関係課や医療機関等への働きかけや情報提供等を継続して行います。
- また、児童福祉法と子ども・子育て支援法の改正に伴い、量の見込みとして国から示された新規6事業については、本町では既に実施している産後ケア事業を含めて6事業全てに取り組み、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第3期）〈概要版〉

発行年月：令和7年3月 発行：東吾妻町
編集：東吾妻町教育委員会事務局 学校教育課

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番地
TEL：0279-68-2111（代表） FAX：0279-25-8177
URL：<https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp/>